

那覇市公報

第 1 3 9 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則
(環境政策課) 489

告 示

- 那覇広域都市計画用途地域の変更について (都市計画課) 490

公 告

- 那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙人名簿の
確定及び委員定数について (真嘉比古島区画整理事務所) 491
- 真嘉比遊水地の広場の設置及び供用開始について (都市施設管理センター) ・ 491
- 那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の仮換地の使用収益開始の通
知の公示送達について (小禄南区画整理事務所) 494
- 都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課) 494
- 住民票の職権消除の公示について (市民課) 495

水 道 局 規 程

- 那覇市水道事業会計規程の一部を改正する規程 496

選挙管理委員会告示

- 投票管理者の変更について 496

規 則

那覇市規則第34号

平成16年 8 月 2 日

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則（平成5年那覇市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式(第17条関係)

(表)

第 号	
写 真	所 属 氏 名
	年 月 日生
	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第32条第2項の規定による証明書
	年 月 日交付(2年間有効)
那覇市長 印	

(裏)

この証明書を携帯する者は、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例抜すい
(立入検査)

第32条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

※法とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をいう。

寸法 縦 54ミリメートル 横 86ミリメートル

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示 第 3 3 号

平成 1 6 年 7 月 1 3 日

掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画用途地域の変更をしたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画用途地域

2 都市計画の名称及び都市計画を変更する土地の区域

用途地域（変更）

追加する部分

（ 1 ）那覇ふ頭地区（辻緑地） 那覇市辻3丁目

（ 2 ）奥武山公園地区、那覇市奥武山町及び同市壺川3丁目地先公有水面埋立地

削除する部分

（ 1 ）奥武山公園地区、那覇市壺川3丁目地先公有水面

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階）

公 告

那覇市公告第 22 号
平成 16 年 7 月 12 日
掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙人名簿
の確定及び委員定数について

平成 1 6 年 8 月 1 5 日に執行する那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画
整理審議会委員の選挙の選挙人名簿について土地区画整理法施行令 (昭和 3 0 年政
令第 4 7 号) 第 2 1 条第 3 項の規定による異議の申し出がなかったので、同法同令
第 2 2 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき選挙人名簿を確定し、ならびに選挙すべ
き委員の数を次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 1 1 人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 2 人 |

那覇市公告第 24 号
平成 16 年 7 月 14 日
掲 示 済

真嘉比遊水地の広場の設置及び供用開始について

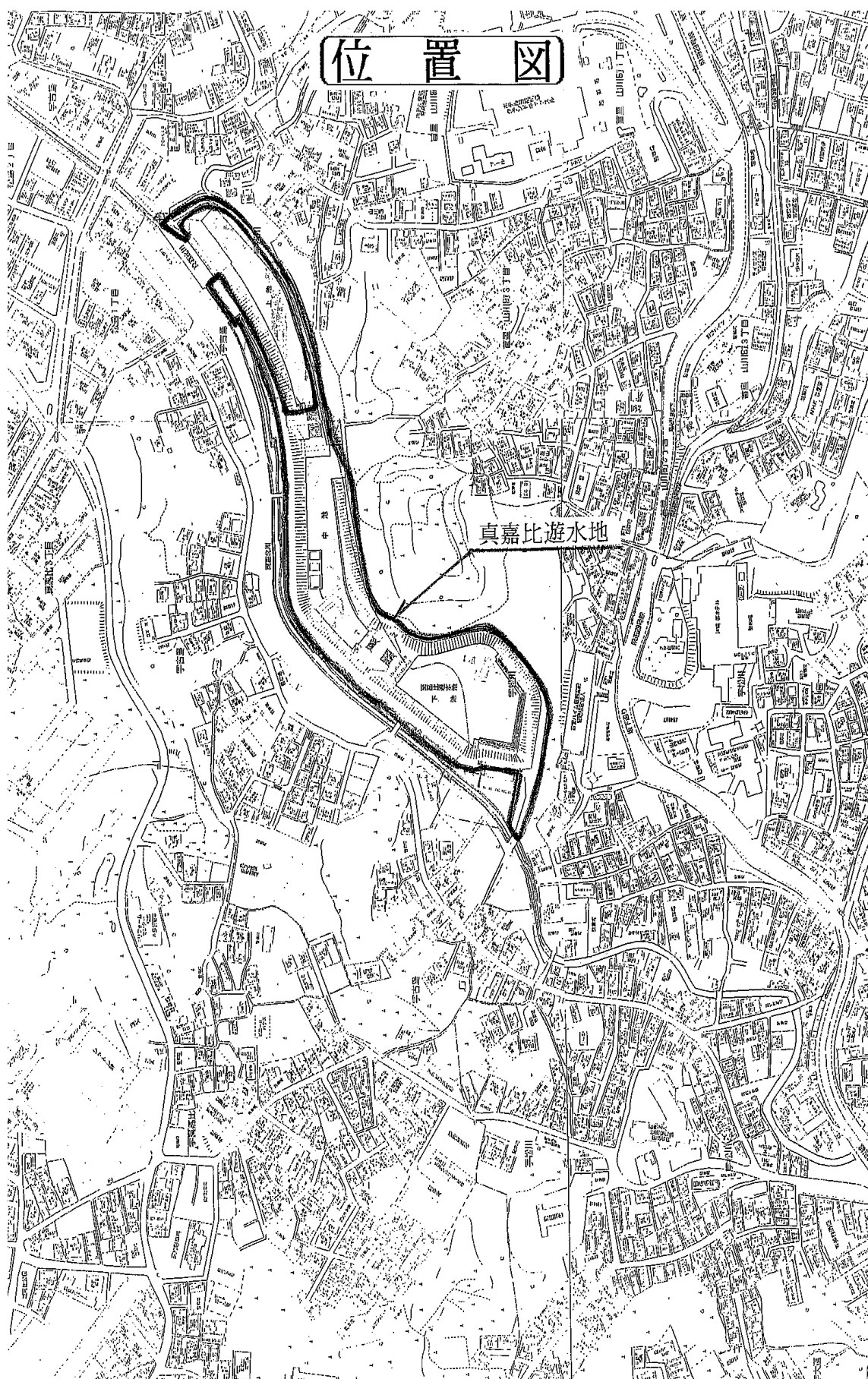
真嘉比遊水地の河川敷地の一部を、運動場等のスポーツ施設及び遊歩道として下
記のとおり設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター (公園管
理室) において一般の縦覧に供する。

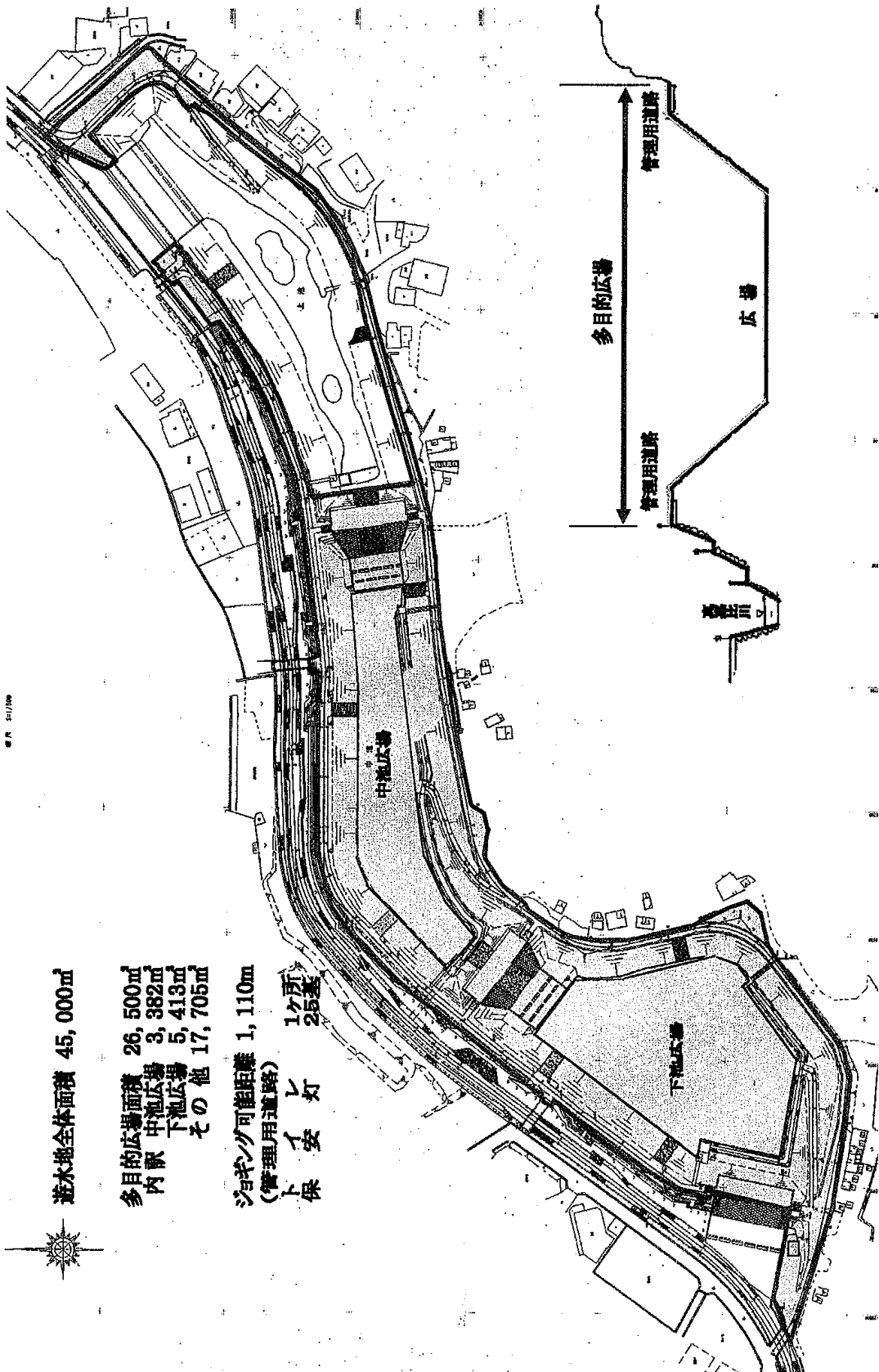
那 覇 市 長 翁 長 雄 志

記

遊水地の名称	真嘉比遊水地
遊水地の位置	那覇市字古島 3 5 4 番地
遊水地の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成 1 6 年 8 月 1 日



真嘉比遊水地多目的広場平面図



那覇市公告 第 2 8 号

平成 1 6 年 7 月 2 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の仮換地の使用収益開始の通知の公示送達について

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 99 条第 2 項の規定による仮換地の使用収益開始の通知は、送付したが受領を拒まれたので同法第 133 条第 1 項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告する。

那覇広域都市計画事業
小禄南土地区画整理事業
施行者 那 覇 市
代表者 那覇市長 翁長 雄志

書類の送付を受けるべき者		通 知 の 内 容
住 所	氏 名	
那覇市字小禄 1423 番地の 7	古堅英昭	従前の宅地：那覇市字小禄泉原 1423 番 7 151.97 m ² 仮換地：45 街区 12 画地 158 m ² 仮換地の使用収益開始の日：平成 16 年 7 月 7 日

- 掲示場所 1 那覇市字宇栄原 1035 番地 小禄支所 1 階掲示板
2 那覇市字小禄 752 番地 小禄老人福祉センター 1 階掲示板

那覇市公告 第 3 0 号

平成 1 6 年 7 月 2 1 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項及び同法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画区域区分
- 2 都市計画の名称
区域区分

縦 覧 場 所 那覇市都市計画部都市計画課 (新都心銘苅庁舎5階)

那覇市公告 第 3 1 号
平成 1 6 年 7 月 2 2 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号) 第 12 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

水 道 局 規 程

那覇市水道局規程第14号
平成 16 年 7 月 16 日
公 布 済

那覇市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者
水道局長 高 嶺 晃

那覇市水道事業会計規程の一部を改正する規程

那覇市水道事業会計規程（1968年水道局規程第3号）の一部を次のように改正する。

第110条第1項第3号を次のように改める。

(3) 退職給与引当金及び修繕引当金の計上

付 則

この規程は、平成16年7月16日から施行し、改正後の那覇市水道事業会計規程は、同年3月31日から適用する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第39号

平 成 1 6 年 7 月 9 日

掲 示 済

投票管理者の変更について

投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名等について(平成16年6月15日那覇市選挙管理委員会告示第29号)の一部を次のように変更する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

投票所投票管理者の欄中

「

25	与儀小学校	具 志 光 展	省 略
----	-------	---------	-----

」

を

「

25	与儀小学校	新 城 浩 一	省 略
----	-------	---------	-----

」

に変更する。